

他 都 市 の 条 例

東京都板橋区ペット火葬場等の設置等に関する条例	千葉市ペット霊園の設置の許可等に関する条例	相模原市ペット霊園の設置等に伴う生活環境の保全に関する条例	新潟市ペット霊園の設置等に関する条例
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、ペット火葬場等の設置等が適正に行われるために必要な事項を定めることにより、地域における健全な生活環境の維持及び向上を図るとともに、良好な近隣関係を保持することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ペット火葬施設 犬、猫その他の愛玩用に飼養されていた動物の死骸(以下「死骸」という。)の火葬に要する焼却炉(以下「ペット火葬炉」という。)の設備を有する施設をいう。</p> <p>(2) ペット火葬場等 死骸を埋葬し、又は焼骨を納骨する設備を有する施設でペット火葬炉を有しないもの及びペット火葬施設をいう。</p> <p>(3) 設置等 ペット火葬場等を新たに建設すること、既存の建築物をペット火葬場等にすること又は既存のペット火葬場等の施設若しくは設備を変更することをいう。ただし、板橋区規則(以下「規則」という。)で定める変更を除く。</p> <p>(4) 住宅等 住宅、共同住宅、学校、保育所、図書館、博物館、児童福祉施設、病院、物品販売業を営む店舗、飲食店の敷地及び公園並びにこれらに類するものをいう。</p> <p>(5) 土地の所有者等 土地の所有者又は当該土地にある建築物の所有者、居住者若しくは使用の権利を有する者をいう。</p> <p>(6) 近隣住民 ペット火葬場等の敷地の境界線からおおむね50メートル以内の土地の所有者等をいう。</p> <p>(7) 周辺住民 次のア又はイに掲げる者をいう。ただし、前号に該当する者を除く。</p> <p>ア ペット火葬施設の敷地境界線からおおむね250メートル以内の土地の所有者等</p> <p>イ ペット火葬場等のうちペット火葬施設以外の施設の敷地境界線からおおむね100メートル以内の土地の所有者等</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、ペット霊園の設置及び管理が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるための措置を講じ、もって市民の生活環境の保全に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ペット霊園 焼却施設、墳墓若しくは納骨堂又はこれらを併せ有する施設をいう。ただし、専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。</p> <p>(2) 焼却施設 動物の死体を焼却する設備を有する施設(墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)の規定により許可を受けたものを除く。)をいう。</p> <p>(3) 墳墓 動物の死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設(墓地、埋葬等に関する法律の規定により許可を受けたものを除く。)をいう。</p> <p>(4) 納骨堂 動物の焼骨を収蔵する施設(墓地、埋葬等に関する法律の規定により許可を受けたものを除く。)をいう。</p> <p>(5) 動物 人に飼養されていた犬、猫その他の動物(化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第1条第1項に規定する獣畜を除く。)をいう。</p> <p>(6) 埋葬 動物の死体を土中に埋めることをいう。</p> <p>(7) 近隣住民等 ペット霊園の区域に隣接する土地の所有者及び当該区域から200メートルを超えない距離に建物がある場合における当該建物の所有者、管理者又は占有者をいう。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、ペット霊園の設置の許可、管理の適正化等に関する事項を定めることにより、良好な住環境の保持及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の生活環境の保全に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ペット 犬、猫その他の愛がんに飼養される動物をいう。</p> <p>(2) ペット霊園 墳墓、納骨堂若しくは火葬施設等又はこれらを併せ有する施設等をいう。ただし、専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。</p> <p>(3) 墳墓 ペットの死体を土中に葬り、又はペットの焼骨を埋蔵する施設をいう。</p> <p>(4) 納骨堂 ペットの焼骨を収蔵する施設をいう。</p> <p>(5) 火葬施設等 ペットの死体を火葬する設備(以下「火葬設備」という。)を有する施設及び火葬設備を搭載した車両(以下「火葬車両」という。)をいう。</p> <p>(6) 近隣住民等 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア ペット霊園の区域に隣接する土地の所有者</p> <p>イ ペット霊園の区域の境界線から水平距離で100メートル以内に存する建物の所有者、管理者又は占有者及び当該範囲内に住所を有する者を構成員に含む地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する団体の代表者</p> <p>(7) 住宅等 住宅、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所(患者を入院させるための施設を有するものに限る。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設及び同法第29条に規定する有料老人ホーム、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第25項に規定する介護老人保健施設並びに障害者自立支援法(平成17年法律第12</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、ペット霊園の設置等の許可、管理の適正化等に関する事項を定めることにより、公衆衛生の向上を図り、もって市民の良好な生活環境の保全に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ペット 犬、猫その他愛玩用に飼養されている動物(化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第1条第1項に規定する獣畜を除く。)をいう。</p> <p>(2) ペット霊園 ペットの墳墓、納骨堂若しくは火葬施設又はこれらを併せ有する施設をいう。ただし、専ら自己の利用に供する目的で設置するものを除く。</p> <p>(3) ペット霊園設置者 第4条第1項の許可を受けた者をいう。</p> <p>(4) 墳墓 ペットの焼骨(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物に該当するものを除く。以下同じ。)を埋蔵し、又はペットの死骸(同項に規定する廃棄物に該当するものを除く。以下同じ。)を埋葬する施設をいう。</p> <p>(5) 納骨堂 ペットの焼骨を収蔵する施設をいう。</p> <p>(6) 火葬施設 ペットの死骸を火葬するための設備(以下「火葬設備」という。)を有する施設をいう。</p> <p>(7) 火葬車両 火葬設備を搭載した車両(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第8号に規定する車両をいう。)をいう。</p> <p>(8) 火葬車両営業者 第15条第1項の許可を受けた者をいう。</p> <p>(9) 近隣住民等 ペット霊園の区域又は火葬車両を使用してペットの死骸を反復継続して火葬しようとする特定の場所に隣接している土地の所有者及び使用者並びにペット霊園の区域からおおむね100メートル(火葬施設を有するペット霊園及び火葬車両にあっては、ペット霊園の区域又は火葬車両を使用してペットの死骸を反復継続して火葬しようとする特定の場所からおおむね200メートル)以内の距離にある建物の所有者及び使用者をいう。</p>

<p>(事業者の責務)</p> <p>第3条 ペット火葬場等の設置等をしようとする者は、ペット火葬場等の設置等に当たっては、地域の生活環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、良好な近隣関係を損なわないよう努めなければならない。</p> <p>2 ペット火葬場等の設置等をしようとする者及びペット火葬場等の設置等をした者は、ペット火葬場等の設備、施設及び敷地の適正な管理運営に努めなければならない。</p> <p>(ペット火葬場等の設置等の許可)</p> <p>第4条 ペット火葬場等の設置等をしようとする者は、区長の許可を受けなければならない。</p> <p>(区長との事前協議)</p> <p>第5条 第9条の規定によりペット火葬場等の設置等の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、区長と協議しなければならない。</p> <p>2 区長は、申請者に対し、必要な助言を行うことができる。</p>	<p>(設置者及び管理者の責務)</p> <p>第3条 ペット霊園を設置し、又は管理する者は、当該ペット霊園の設置又は管理に際しては、地域の生活環境に配慮するとともに、近隣住民等との良好な関係を保持するよう努めなければならない。</p> <p>(設置等の許可)</p> <p>第4条 ペット霊園を設置しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。設置の許可を受けたペット霊園(以下「許可ペット霊園」という。)の区域内における新たな焼却施設の設置(焼却施設の増設を含む。以下「焼却施設の新増設」という。)又は許可ペット霊園についてその区域の変更(以下「区域変更」という。)をしようとする者も、同様とする。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、公衆衛生の維持及び市民の生活環境の保全のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。</p> <p>(事前協議)</p> <p>第5条 第8条第1項の規定によりペット霊園の設置又は焼却施設の新増設若しくは区域変更(区域の縮小に係るものを除く。)の許可の申請をしようとする者(以下「申請予定者」という。)は、あらかじめ、当該設置又は新増設若しくは区域変更の計画について、市長と協議しなければならない。</p> <p>2 申請予定者は、前項の協議を行うときは、次に掲げる事項(焼却施設の新増設に係る協議の場合にあっては、第4号に掲げる事項を除く。)を記載した協議書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)申請予定者の氏名及び住所(申請予定者が法人その他の団体(以下「法人等」という。)である場合にあっては、当該法人等の名称及び所在地並びに代表者の氏名)</p> <p>(2)ペット霊園の名称</p>	<p>3号)第5条第12項に規定する障害者支援施設をいう。</p> <p>(設置者及び管理者の責務)</p> <p>第3条 ペット霊園を設置し、又は管理する者は、当該ペット霊園の設置又は管理に際しては、周辺の生活環境に及ぼす影響に配慮するとともに、近隣住民等との良好な関係を損なわないよう努めなければならない。</p> <p>(設置の許可)</p> <p>第4条 ペット霊園の設置(火葬車両にあっては、当該火葬車両によりペットの死体を火葬することをいう。以下同じ。)をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、市民の生活環境の保全のために必要な限度において、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>(事前届)</p> <p>第5条 第8条の規定によりペット霊園の設置の許可の申請をしようとする者(以下「申請予定者」という。)は、あらかじめ、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出をした申請予定者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。</p>	<p>(10)住宅等 住宅、学校、保育園、病院、社会福祉施設、公共施設その他これらに類する施設をいう。</p> <p>(設置者等の責務)</p> <p>第3条 ペット霊園を設置し、若しくは管理する者、火葬車両を使用してペットの死骸を火葬することを業とする者又は火葬車両を管理する者は、当該ペット霊園を設置し、若しくは管理し、又は火葬車両を使用してペットの死骸を火葬する際は、当該ペット霊園又は火葬車両の周辺の生活環境に配慮するとともに、近隣住民等との良好な関係を保持するよう努めなければならない。</p> <p>(設置等の許可)</p> <p>第4条 ペット霊園を設置しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。当該許可を受けたペット霊園の区域の変更(当該区域の縮小を除く。以下「区域変更」という。)又は当該ペット霊園の区域内における新たな墳墓、納骨堂若しくは火葬施設の設置(増設を含む。以下「墳墓等の新増設」という。)をしようとする場合も、同様とする。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。</p> <p>3 市長は、市民の良好な生活環境の保全のために必要な限度において、第1項の許可に条件を付けることができる。</p> <p>(事前協議)</p> <p>第5条 前条第1項の許可の申請をしようとする者(以下「申請予定者」という。)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に協議しなければならない。</p>
--	--	---	--

<p>(標識の設置及び届出等)</p> <p>第6条 申請者は、規則で定めるところにより、当該敷地の見やすい場所に標識を設置しなければならない。</p> <p>2 申請者は、前項の規定により標識を設置したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。</p> <p>3 区長は、申請者が第1項の標識を設置しないときは、当該標識を設置するよう指導することができる。</p>	<p>(3)ペット霊園の所在地</p> <p>(4)ペット霊園の区域及び面積(区域を拡張する場合には、当該拡張に係る区域及び面積)</p> <p>(5)焼却施設の数(焼却施設を設置する場合に限る。第8条第1項第5号において同じ。)</p> <p>(6)ペット霊園の施設の概要</p> <p>(7)その他規則で定める事項</p> <p>3 前項の協議書には、次に掲げる書類及び図面(焼却施設の新増設に係る協議の場合にあつては第1号から第3号までに掲げる書類及び図面、区域変更に係る協議の場合にあつては第1号に掲げる書類を除く。)を添付しなければならない。</p> <p>(1)法人の登記事項証明書(申請予定者が法人である場合に限る。)</p> <p>(2)ペット霊園を設置しようとする土地に係る登記事項証明書(建物の一部又は全部を使用して納骨堂のみのペット霊園を設置する場合にあつては、当該建物に係る登記事項証明書)</p> <p>(3)ペット霊園を設置しようとする土地及び隣接地に係る不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し</p> <p>(4)ペット霊園の計画平面図</p> <p>(5)焼却施設の構造、処理能力その他規則で定める事項を記載した書類(焼却施設を設置する場合に限る。第8条第2項第5号において「焼却施設仕様書」という。)</p> <p>(6)その他規則で定める書類及び図面</p> <p>(標識の設置等)</p> <p>第6条 申請予定者は、規則で定めるところにより、ペット霊園の設置又は焼却施設の新増設若しくは区域変更を計画する土地の見やすい場所に標識を設置しなければならない。</p> <p>2 前項の標識の設置は、規則で定める日までに行わなければならない。</p> <p>3 申請予定者は、第1項の規定により標識を設置したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>4 第1項の標識は、第12条第2項に規定する工事完了検査済証の交付を受ける日まで設置しておかななければならない。</p> <p>5 申請予定者は、標識が破損し、汚損し、若しくは倒壊し、又は標識の記載事項に変更が生じたときは、速やかに標識を修復し、又は当該変更後の記載事項を標識に記載しなければ</p>	<p>(標識の設置等)</p> <p>第6条 申請予定者は、ペット霊園の設置を計画する区域内の見やすい場所に、規則で定める標識を設置しなければならない。</p> <p>2 前項の標識の設置は、前条第1項の規定による届出をした後、第8条の規定による申請の60日前までに行わなければならない。</p> <p>3 申請予定者は、第1項の規定により標識を設置したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>4 第1項の標識は、第13条第2項の検査済証の交付を受けるまで設置しておかななければならない。</p>	
--	--	---	--

<p>(計画の説明等)</p> <p>第7条 申請者は、規則で定めるところにより、説明会の開催その他の方法(以下「説明会等」という。)により、当該計画を近隣住民に説明しなければならない。</p> <p>2 申請者は、ペット火葬場等の設置等をしようとする場合で、前条第1項の標識を設置した日から規則で定める期間内に周辺住民から当該計画の説明等の申出があったときは、説明会等により、当該計画を申出をした周辺住民に説明しなければならない。</p> <p>3 申請者は、前2項の規定により説明会等を行ったときは、規則で定めるところにより、速やかにその内容を区長に報告しなければならない。</p> <p>4 区長は、申請者が第1項又は第2項の規定による説明をしないときは、当該計画の内容を説明するよう指導することができる。</p> <p>(住民との協議等)</p> <p>第8条 申請者は、近隣住民又は周辺住民から、規則で定めるところにより、申出があったときは、次の各号のいずれかに掲げる事項について、申出をした近隣住民又は周辺住民と協議しなければならない。</p> <p>(1) 生活環境の観点から考慮すべき意見</p> <p>(2) ペット火葬場等の構造設備と周辺環境との調和に対する意見</p> <p>(3) ペット火葬場等の建設工事の方法等についての意見</p> <p>(4) ペット火葬場等の管理運営についての意見</p> <p>2 申請者は、前項の規定により協議を行ったときは、規則で定めるところにより、速やかにその内容を区長に報告しなければならない。</p> <p>3 申請者、近隣住民及び周辺住民は、協議を行うに当たっては、相互の立場を尊重し、誠実に協議を進めるよう努めなければならない。</p> <p>4 区長は、申請者が第1項の協議に応じないときは、申請者に対し当該計画について協議するよう指導することができる。</p> <p>(許可の申請等)</p> <p>第9条 第4条の規定による許可(以下「許可」という。)を受</p>	<p>ならない。</p> <p>(説明会の開催等)</p> <p>第7条 申請予定者は、規則で定めるところにより、近隣住民等に対し、ペット霊園の設置又は焼却施設の新増設若しくは区域変更に係る計画について説明会を開催しなければならない。</p> <p>2 前項の説明会は、規則で定める日までに行わなければならない。</p> <p>3 申請予定者は、ペット霊園の設置又は焼却施設の新増設若しくは区域変更に係る計画について、近隣住民等から次に掲げる事項について意見の申出があった場合は、当該申出をした者と協議しなければならない。</p> <p>(1)生活環境の観点から考慮すべきこと。</p> <p>(2)ペット霊園の施設、構造又は設備に関すること。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第8条 第4条の許可を受けようとする者(以下この条におい</p>	<p>(説明会の開催等)</p> <p>第7条 申請予定者は、規則で定めるところにより、近隣住民等に対し、ペット霊園の設置に係る計画について説明会を開催しなければならない。ただし、説明会の開催により難いときは、戸別訪問の方法により説明することができる。</p> <p>2 前項に規定する近隣住民等への説明は、次条の規定による申請の30日前までに行わなければならない。</p> <p>(許可の申請)</p> <p>第8条 第4条第1項の許可を受けようとする者(以下「申請</p>	<p>(説明会の開催等)</p> <p>第6条 申請予定者は、規則で定めるところにより、近隣住民等に対し、ペット霊園の設置、区域変更又は墳墓等の新増設に係る計画について説明会を開催しなければならない。ただし、説明会の開催が困難な場合は、戸別訪問を行うことにより説明会の開催に代えることができる。</p> <p>2 申請予定者は、前項の説明会(同項ただし書に規定する場合に該当するときは、戸別訪問)において、近隣住民等から意見の申出があった場合は、当該意見を十分考慮しなければならない。</p> <p>(火葬車両の営業の許可)</p> <p>第15条 火葬車両を使用して市内でペットの死骸を火葬し</p>
--	---	--	---

<p>けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の規定による申請があったときは、次条の基準により許可又は不許可を決定し、申請者に通知するものとする。</p>	<p>て「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項(焼却施設の新增設の許可の申請の場合にあつては、第4号に掲げる事項を除く。)を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)許可申請者の氏名及び住所(許可申請者が法人等である場合にあつては、当該法人等の名称及び所在地並びに代表者の氏名)</p> <p>(2)ペット霊園の名称</p> <p>(3)ペット霊園の所在地</p> <p>(4)ペット霊園の区域及び面積(区域を変更する場合にあつては、当該変更に係る区域及び面積)</p> <p>(5)焼却施設の数</p> <p>(6)その他規則で定める事項</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面(焼却施設の新增設又は区域変更の許可の申請の場合にあつては第1号及び第2号に掲げる書類及び図面を除く。)を添付しなければならない。</p> <p>(1)法人の登記事項証明書(許可申請者が法人である場合に限る。)</p> <p>(2)第5条第3項第2号から第4号までに掲げる書類又は図面</p> <p>(3)近隣住民等説明会経過等報告書</p> <p>(4)近隣住民等協議経過等報告書(第7条第3項の規定による協議を行った場合に限る。)</p> <p>(5)焼却施設仕様書</p> <p>(6)維持管理計画書</p> <p>(7)その他規則で定める書類及び図面</p>	<p>者」という。)は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。</p>	<p>ようとする者は、あらかじめ、当該火葬車両ごとに市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。</p> <p>3 市長は、市民の良好な生活環境の保全のために必要な限度において、第1項の許可に条件を付けることができる。</p> <p>4 第5条から第7条までの規定は、第1項の許可の申請をしようとする者で、特定の場所で反復継続して火葬するものについて準用する。この場合において、第7条各号列記以外の部分中「ペット霊園を設置しようとする場所」とあるのは「火葬車両を使用してペットの死骸を反復継続して火葬しようとする特定の場所」と、同条第2号中「ペット霊園の区域の境界」とあるのは「火葬車両を使用してペットの死骸を反復継続して火葬する特定の場所」と、「おおむね50メートル(火葬施設を有するペット霊園にあつては、おおむね100メートル)」とあるのは「100メートル」と読み替えるものとする。</p>
<p>(許可の基準)</p> <p>第10条 ペット火葬場等は、次に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>(1) <u>死骸を土中に葬る施設の設置でないこと。</u></p> <p>(2) <u>敷地境界には、障壁又は密植した垣根等を設けること。</u></p> <p>(3) 敷地の出入口には、施錠可能な門扉を設けること。</p> <p>(4) 敷地は、幅員4メートル以上の道路に2メートル以上接していること。</p> <p>2 前項各号のほか、ペット火葬施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>(1) ペット火葬炉は、建築物内に設置し、焼却等の作業が見通せないこと。</p> <p>(2) ペット火葬炉は、固定式の火葬施設であること。</p>	<p>(許可の基準)</p> <p>第9条 ペット霊園の設置又は焼却施設の新增設若しくは区域変更の許可をするときの審査の基準は、別表に定めるところとする。</p>	<p>(設置場所の基準)</p> <p>第10条 ペット霊園の設置場所の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>申請者が所有する土地であること。</u>ただし、規則で定める特別の理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>(2) ペット霊園の区域の境界線と住宅等との水平距離が50メートル以上(火葬施設等を設置する場合にあつては100メートル以上)であること。ただし、市長が市民の生活環境の保全上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(構造設備等の基準)</p> <p>第11条 ペット霊園の構造設備等の基準は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>(設置場所の基準)</p> <p>第7条 ペット霊園を設置しようとする場所の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>申請予定者が所有する土地又は第4条第1項の許可を受けた後に自己所有地になることが明らかな土地であること。</u></p> <p>(2) ペット霊園の区域の境界と住宅等との距離が、おおむね50メートル(火葬施設を有するペット霊園にあつては、おおむね100メートル)以上であること。</p> <p>(構造設備等の基準)</p> <p>第8条 ペット霊園の構造設備等の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、ペット霊園の規模又は設置の場所</p>

(3) ペット火葬施設(排気口を含む。)は、住宅等(工事中のものを含む。からおおむね50メートル以上離れていること。ただし、工業専用地域内においては、この限りでない。
(4) ペット火葬施設には、防臭、防じん及び防音について十分な能力を有する装置が設置されていること。
3 区長は、許可をするに当たり、この条例の施行に必要な限度において条件を付することができる。

- (1) 墳墓は、ペットの焼骨を埋蔵するものであること。
- (2) 火葬施設等は、規則で定める構造であること。
- (3) ペット霊園の周囲は、隣接地から見通せない高さの障壁又は樹木等で外部と明確に区分すること。
- (4) 自動車の駐車場は、規則で定める台数以上であること。
- (5) 緑地は、規則で定める面積以上であること。

の状況その他特別の理由により公衆衛生及び市民の生活環境に支障がないと認める場合は、当該基準を緩和し、又は適用しないことができる。
(1) ペット霊園の区域の周囲は、美観を呈する塀又は密植した生垣で囲み、外部と区画すること。
(2) ペット霊園の区域内に雨水及び排水が停滞しないよう必要な措置をとること。
(3) ペット霊園の区域内に給水設備及びごみ置場を設けること。
(4) ペット霊園の区域内に、必要に応じ、門扉、管理事務所、休憩所、便所、駐車場、緑地帯その他の施設を設けること。
(5) 墳墓に関する基準は、次に掲げるとおりとする。
ア ペットの焼骨を埋蔵するものであること。
イ 墳墓の区域内の通路の幅員は、おおむね1メートル以上とすること。
(6) 納骨堂に関する基準は、次に掲げるとおりとする。
ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第7号に規定する耐火構造とし、納骨設備には、同条第9号に規定する不燃材料を用いること。
イ 納骨堂の出入口又は納骨設備には、施錠装置を設けること。
ウ 換気設備及び照明設備を設けること。
(7) 火葬施設に関する基準は、次に掲げるとおりとする。
ア 火葬設備は、空気取入口及び煙突の先端以外の部分が外気と接することなく燃焼することができるものであること。
イ 火葬設備に燃焼に必要な量の空気を供給することができる設備を設けること。
ウ 火葬設備に安定した燃焼を行うことができる十分な容積の主燃焼室及び再燃焼室(以下この条において「主燃焼室等」という。)を設けること。
エ 主燃焼室等内において発生するガス(以下この条において「燃焼ガス」という。)の温度が摂氏800度以上の状態でペットの死骸を火葬することができるものであること。
オ 燃焼ガスが摂氏800度以上の温度を保ちつつ、一定時間以上滞留することができるものであること。
カ 主燃焼室等に燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つことができる助燃装置を設けること。
キ 主燃焼室等内の燃焼ガスの温度を測定することができる設備を設けること。
ク バグフィルタ、サイクロン又はこれらと同等以上の機能を有する集じん装置を設けること。

<p>(工事着工届等)</p> <p>第11条 許可を受けた者(以下「許可者」という。)は、許</p>	<p>(許可等の通知)</p> <p>第10条 市長は、第8条第1項の規定による申請があった場合において、許可又は不許可の決定をしたときは、規則で定めるところにより、当該申請をした者に、許可の決定をしたときは許可書を交付し、不許可の決定をしたときは書面でその旨を通知しなければならない。</p> <p>(工事着手届)</p> <p>第11条 ペット霊園の設置の許可を受けた者(以下「設置者」</p>	<p>(許可等の通知)</p> <p>第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、次条及び第11条に規定する基準に適合していると認め許可するときは許可書を申請者に交付し、許可しないときはその旨及びその理由を申請者に通知するものとする。</p> <p>(工事着手届)</p> <p>第12条 ペット霊園の設置の許可を受けた者(以下「設置者」</p>	<p>(火葬車両の構造設備等の基準)</p> <p>第16条 火葬車両の構造設備等の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長は、火葬車両の規模その他特別の理由により公衆衛生及び市民の生活環境に支障がないと認める場合は、当該基準を緩和し、又は適用しないことができる。</p> <p>(1) 火葬設備は、空気取入口及び煙突の先端以外の部分が外気と接することなく燃焼することができるものであること。</p> <p>(2) 火葬設備に燃焼に必要な量の空気を供給することができる設備を設けること。</p> <p>(3) 火葬設備に安定した燃焼を行うことができる十分な容積の主燃焼室及び再燃焼室(以下この条において「主燃焼室等」という。)を設けること。</p> <p>(4) 主燃焼室等内において発生するガス(以下この条において「燃焼ガス」という。)の温度が摂氏800度以上の状態でペットの死骸を火葬することができるものであること。</p> <p>(5) 燃焼ガスが摂氏800度以上の温度を保ちつつ、一定時間以上滞留することができるものであること。</p> <p>(6) 主燃焼室等に燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つことができる助燃装置を設けること。</p> <p>(7) 主燃焼室等内の燃焼ガスの温度を測定することができる設備を設けること。</p> <p>(8) バグフィルタ、サイクロン又はこれらと同等以上の機能を有する集じん装置を設けること。</p> <p>(火葬車両により火葬する場所)</p> <p>第18条 火葬車両を使用してペットの死骸を火葬する場合は、住宅等(当該ペットの死骸の火葬を依頼した者の住宅等を除く。)との距離がおおむね100メートル以上の場所で火葬しなければならない。</p> <p>(工事着手の届出)</p> <p>第9条 ペット霊園設置者は、第4条第1項の許可に係る工事</p>
---	---	--	--

<p>可に係る工事に着工しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を区長に届け出なければならない。</p> <p>2 許可者は、許可に係る工事を中止又は完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を区長に届け出なければならない。</p>	<p>という。)又は焼却施設の新增設若しくは区域変更の許可を受けた者(以下「設置者等」と総称する。)は、当該許可に係る工事に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(工事完了届等)</p> <p>第12条 設置者等は、前条の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該工事が許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、当該工事が許可の内容に適合していると認めるときは、工事完了検査済証を交付するものとする。</p> <p>3 設置者等は、前項の工事完了検査済証の交付を受けた後でなければ、当該検査に係るペット霊園(焼却施設の新增設の場合にあっては当該焼却施設、区域変更の場合にあっては当該変更に係る部分に限る。)を使用してはならない。</p> <p>(維持管理)</p> <p>第13条 設置者は、ペット霊園が別表に掲げる基準及び第8条第2項第6号に掲げる維持管理計画書に記載された計画に適合するよう、維持管理を行わなければならない。</p>	<p>という。)は、当該許可に係る工事に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(工事完了届等)</p> <p>第13条 設置者は、前条の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該工事が許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、当該工事が許可の内容に適合していると認めるときは、検査済証を交付するものとする。</p> <p>3 設置者は、前項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該検査に係るペット霊園を使用してはならない。</p> <p>(維持管理)</p> <p>第14条 設置者又はペット霊園の管理者(以下「設置者等」という。)は、第11条に掲げる基準に適合するよう、ペット霊園の維持管理を行わなければならない。</p>	<p>に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(工事完了の届出等)</p> <p>第10条 ペット霊園設置者は、前条の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、第8条の基準に適合しているかどうかについて検査し、当該基準に適合していると認めるときは、検査済証を交付するものとする。</p> <p>3 ペット霊園設置者は、前項の検査済証の交付を受けた後でなければ、ペット霊園(第4条第1項後段に規定する場合に係る許可に係る工事のときは、当該許可に係る部分)を使用してはならない。</p> <p>(維持管理)</p> <p>第11条 ペット霊園設置者及びペット霊園の管理者(以下「ペット霊園設置者等」という。)は、第8条の基準及び次に掲げる基準に適合するようペット霊園を維持管理しなければならない。</p> <p>(1) ペット霊園及びその周辺の清潔を保持すること。</p> <p>(2) ペット霊園内の施設が破損したときは、速やかに修理すること。</p> <p>(3) ペット霊園の使用により生ずるばい煙、汚水、廃棄物等を適正に処理すること。</p> <p>(4) 火葬施設にあっては、火葬設備を使用する前に再燃焼室を予熱すること。</p> <p>(火葬車両の維持管理)</p> <p>第17条 火葬車両営業者は、前条の基準及び次に掲げる基準に適合するよう火葬車両を維持管理しなければならない。</p> <p>(1) 火葬車両の清潔を保持すること。</p> <p>(2) 火葬車両が破損したときは、速やかに修理すること。</p> <p>(3) 火葬車両の使用により生ずるばい煙、汚水、廃棄物等を適正に処理すること。</p> <p>(4) 火葬設備を使用する前に再燃焼室を予熱すること。</p>
--	--	---	--

<p>(廃止又は変更の届出)</p> <p>第12条 許可者は、当該許可に係るペット火葬場等の全部又は一部を廃止したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を区長に届け出なければならない。</p> <p>2 許可者は、次に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を区長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 許可者の氏名及び住所(許可者が法人である場合にあっては、当該法人の名称及び所在地並びに代表者の氏名)</p> <p>(2) ペット火葬場等の名称</p> <p>(3) その他規則で定める事項</p> <p>3 許可者は、第2条第3号ただし書に規定する変更をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を区長に届け出なければならない。</p>	<p>(中止、変更及び廃止の届出)</p> <p>第15条 設置者は、設置又は新增設若しくは変更に係る工事を中止したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 設置者は、第8条第1項各号に掲げる事項(同項第4号及び第5号に掲げる事項を除く。)に変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>3 設置者は、焼却施設又はペット霊園を廃止したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>(変更の許可の手続)</p> <p>第16条 設置者は、次に掲げる事項の変更をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。この場合においては、第5条から第8条まで、第12条及び第13条に定める手続を行わなければならない。</p> <p>(1) ペット霊園の区域の変更(区域の縮小となるものを除く。)</p> <p>(2) 火葬施設等の設置(形式、規模及び能力が同一である火葬施設等と交換して設置する場合を除く。)</p> <p>2 第9条の規定は変更の許可について、第10条及び第11条の規定は変更の許可の基準について準用する。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第17条 設置者は、第8条の規定による申請の内容(前条第1項に規定する変更の許可に係るものを除く。)を変更したときは、規則で定めるところにより、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(廃止の届出)</p> <p>第18条 設置者は、ペット霊園を廃止したときは、規則で定めるところにより、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>(変更の届出)</p> <p>第13条 ペット霊園設置者は、第4条第2項の規定による申請に係る事項(同条第1項後段に規定する場合に係る許可に係るものを除く。)を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。</p> <p>(廃止の届出)</p> <p>第14条 ペット霊園設置者は、ペット霊園を廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。</p>
<p>(許可に基く地位の承継)</p> <p>第13条 許可者からペット火葬場等を譲り受けた者は、当該許可の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書類を添付して、その旨を届け出なければならない。</p>	<p>(地位の承継)</p> <p>第14条 設置者からペット霊園を譲り受けた者は、当該設置者の地位を承継するものとする。</p> <p>2 前項の規定により設置者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その事実を証する書類を添付して、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>(地位の承継)</p> <p>第15条 設置者からペット霊園を譲り受けた者は、当該設置者の地位を承継するものとする。</p> <p>2 設置者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割(当該ペット霊園の事業を承継させるものに限る。)により当該事業のすべてを承継した法人は、設置者の地位を承継するものとする。</p> <p>3 前2項の規定により設置者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その日から起算して30日以内に、その事実を証する書類を添付して、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>(地位の承継)</p> <p>第12条 ペット霊園設置者について、合併、分割(当該ペット霊園設置者が有するペット霊園を承継させるものに限る。)又は相続があったときは、合併後存続する法人、合併により設立された法人、分割により当該ペット霊園を承継した法人又は相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該ペット霊園設置者の地位を承継すべき相続人を選定したときは、その選定された者)は、当該ペット霊園設置者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その事実を証する書類を添えて、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(ペット霊園に係る規定の準用)</p>

<p>(報告の徴収)</p> <p>第14条 区長は、この条例の施行に必要な限度において、許可者、工事施工者又は設計者から報告を求めることができる。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第15条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)の規定により墓地等の経営の許可を受けた施設をペット火葬場等とする場合は、この条例を適用しない。</p> <p>(勧告)</p> <p>第16条 区長は、申請者が第6条第3項、第7条第4項又は第8条第4項の規定による指導に正当な理由なく応じないときは、期限を定め、申請者に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>2 区長は、ペット火葬場等が許可の基準に違反しているときは、期限を定め、許可者に必要な改善を行うよう勧告することができる。</p> <p>(改善命令)</p> <p>第17条 区長は、許可者が前条第2項の規定による勧告に従わないときは、期限を定め、許可者に必要な改善を行うよう命じることができる。</p>	<p>(報告及び検査)</p> <p>第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、設置者に対し、ペット霊園の状況等について報告を求めることができる。</p> <p>2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、ペット霊園に立ち入らせ、その施設、帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。</p> <p>3 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(改善勧告)</p> <p>第17条 市長は、設置者等が第13条の規定に違反しているとき、及び第12条第3項の規定に違反してペット霊園を使用しているときは、設置者等に対し、期限を定め、必要な措置を行うよう勧告することができる。</p> <p>(改善命令)</p> <p>第18条 市長は、設置者等が前条の勧告に従わないときは、期限を定め、必要な措置を行うよう命じることができる。</p>	<p>(報告及び検査)</p> <p>第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、設置者等に対し、ペット霊園の維持管理の状況その他必要と認める事項について報告を求めることができる。</p> <p>2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、ペット霊園に立ち入らせ、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>3 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(改善勧告)</p> <p>第21条 市長は、設置者が第12条、第13条第1項若しくは第3項の規定に違反したとき、又は設置者等が第14条の規定に違反したときは、当該設置者等に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(改善命令)</p> <p>第22条 市長は、前条の規定による勧告を受けた設置者等が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該設置者等に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命じることができる。</p>	<p>第19条 第12条から第14条までの規定は、火葬車両について準用する。この場合において、これらの規定中「ペット霊園設置者」とあるのは、「火葬車両営業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、ペット霊園設置者等若しくは火葬車両営業者に対し、報告を求め、又はその職員に、当該ペット霊園設置者等に係るペット霊園、当該火葬車両営業者に係る火葬車両若しくは当該ペット霊園設置者等若しくは当該火葬車両営業者の事務所に立ち入り、検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(改善勧告)</p> <p>第21条 市長は、ペット霊園設置者又は火葬車両営業者が第11条又は第17条の規定に違反したと認めるときは、当該ペット霊園設置者又は当該火葬車両営業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(改善命令)</p> <p>第22条 市長は、ペット霊園設置者又は火葬車両営業者が前条の規定による勧告に従わないときは、期限を定めて、必要な措置を行うよう命じることができる。</p>
---	--	--	---

<p>(許可の取消)</p> <p>第18条 区長は、次の各号のいずれかに該当する者の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により許可を受けた者</p> <p>(2) 前条又は次条第2号の規定による命令に違反した者</p>	<p>(許可の取消し)</p> <p>第19条 市長は、設置者等が偽りその他不正の手段により、第4条の許可を受けたときは、その許可を取り消すことができる。</p>	<p>(許可の取消し)</p> <p>第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正の手段により第4条第1項の許可又は第16条第1項の許可を受けた者</p> <p>(2) 前条の規定による命令に従わない設置者</p>	<p>(許可の取消し)</p> <p>第23条 市長は、ペット霊園設置者又は火葬車両営業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項又は第15条第1項の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により第4条第1項又は第15条第1項の許可を受けたとき。</p> <p>(2) 第4条第1項又は第15条第1項の許可に付けた条件に違反したとき。</p> <p>(3) 前条の規定による命令に違反したとき。</p>
<p>(使用禁止命令)</p> <p>第19条 区長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、ペット火葬場等の使用の禁止を命じることができる。</p> <p>(1) 許可を受けないでペット火葬場等の設置等をした者</p> <p>(2) 第17条の命令に従わない者</p>	<p>(使用禁止命令)</p> <p>第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、ペット霊園の使用の禁止を命じることができる。</p> <p>(1) 第4条の許可を受けないで、ペット霊園を設置し、若しくは焼却施設の新增設若しくは区域変更をし、又は使用した者</p> <p>(2) 前条の規定により、許可を取り消された者</p>	<p>(使用禁止命令等)</p> <p>第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、ペット霊園の全部又は一部の使用の禁止を命じることができる。</p> <p>(1) 第4条第1項の許可を受けないでペット霊園を設置した者</p> <p>(2) 第16条第1項の許可を受けないでペット霊園の区域を変更し、又は火葬施設等を設置した者</p> <p>(3) 第22条の規定による命令に従わない者</p> <p>(4) 前条の規定により許可を取り消された者</p> <p>2 市長は、前条又は前項第1号若しくは第2号(第16条の許可を受けないでペット霊園の区域を変更した者に限る。)に係る処分を受けた者に対し、期限を定めて当該処分に係る区域に埋蔵又は収蔵されているペットの焼骨の除却を命じることができる。</p>	<p>(使用禁止命令)</p> <p>第24条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、ペット霊園又は火葬車両の使用の禁止を命じることができる。</p> <p>(1) 第4条第1項の許可を受けずに、ペット霊園の設置、区域変更又は墳墓等の新增設をした者</p> <p>(2) 第10条第2項の検査済証の交付を受けずにペット霊園を使用した者</p> <p>(3) 第15条第1項の許可を受けずに火葬車両を使用して市内でペットの死骸を火葬した者</p> <p>(4) 前条の規定により許可を取り消された者</p>
<p>(公表)</p> <p>第20条 区長は、第16条第1項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に正当な理由なく応じないときは、その旨を公表することができる。</p> <p>2 区長は、第17条又は前条の規定による命令を受けた者が、その命令に違反したときは、その旨を公表することができる。</p>	<p>(公表)</p> <p>第21条 市長は、第18条又は前条の規定による命令を受けた者が、その命令に従わないときは、その経過及び当該命令に従わない者の氏名等を公表することができる。</p>	<p>(公表)</p> <p>第25条 市長は、第21条の規定による勧告を受けた設置者等がその勧告に従わないとき、又は第22条若しくは前条の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により勧告を受けた設置者等がその勧告に従わない旨の公表をしようとするときは、あらかじめその理由を当該設置者等に書面により通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。</p>	<p>(公表)</p> <p>第25条 市長は、第22条又は前条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、当該命令に従わない者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)等を公表することができる。</p>
<p>(委任)</p> <p>第21条 この条例に規定するものを除くほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(その他)</p> <p>第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

<p>付 則 この条例は、規則で定める日から施行する。(平成15年3月東京都板橋区規則第26号で、同15年7月1日から施行)</p> <p>付 則 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。 2 この条例の施行の際、現に存するペット火葬場等又はこの条例による改正前の東京都板橋区ペット火葬場等の新設等に係る計画の事前公開等に関する条例第4条から第6条までの規定のいずれかの適用を受けているペット火葬場等(以下「既設ペット火葬場等」という。)については、この条例による改正後の東京都板橋区ペット火葬場等の設置等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条から第21条までの規定は、適用しない。 3 この条例の施行日以後、既設ペット火葬場等の施設又は設備の変更については、新条例第4条から第21条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「ペット火葬場等の設置等」とあるのは、「ペット火葬場等の施設又は設備の変更(規則で定めるものを除く。)」と読み替えるものとする。</p>	<p>付 則 (施行期日) 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。(既設ペット霊園の特例) 2 この条例の施行の際現に存するペット霊園(平成20年6月30日までに、当該ペット霊園を経営している者が、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を届け出たペット霊園に限る。以下「既設ペット霊園」という。)については、第4条から第22条までの規定は、適用しない。 (1)既設ペット霊園を経営している者の氏名及び住所(その者が法人等である場合にあっては、当該法人等の名称及び所在地並びに代表者の氏名) (2)既設ペット霊園の名称 (3)既設ペット霊園の所在地 (4)既設ペット霊園の区域及び面積 (5)既設ペット霊園の焼却施設の数及び構造、処理能力その他の仕様 (6)既設ペット霊園の施設の概要 3 既設ペット霊園の区域を拡張する場合における当該拡張に係る部分及びこの条例の施行の日以後に行う既設ペット霊園の区域内における焼却施設の設置については、第4条(第1項前段を除く。)から第22条までの規定を準用する。この場</p>	<p>(許可申請手数料) 第19条 第4条第1項の許可又は第16条第1項の許可を受けようとする者は次に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める額の許可申請手数料を申請の際に納付しなければならない。 (1) 第4条第1項の許可の申請 ア 火葬施設等がある場合 1件につき48,000円 イ 火葬施設等がない場合 1件につき32,000円 (2) 第16条第1項の許可の申請 ア 火葬施設等に係る変更がある場合 1件につき38,000円 イ 火葬施設等に係る変更がない場合 1件につき22,000円 2 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>付 則 (施行期日) 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為) 2 附則第9項に規定する火葬車両の設置の許可を受けようとする者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第5条から第8条までの規定の例により、その申請その他の行為を行うことができる。この場合において、施行日前に許可の申請を行った者は、第19条の規定の例により手数料を納付しなければならない。 (既設ペット霊園の特例) 3 この条例の施行の際現に存するペット霊園(火葬施設等を除く。次項及び附則第5項において同じ。)については、施行日から平成22年3月31日までは第4条第1項の許可を受けないで当該ペット霊園を使用することができる。 4 前項に規定する期間内に、規則で定めるところにより市長に届け出たペット霊園については、その届出の日後も当該ペット霊園を引き続き使用することができる。この場合においては、第4条第1項の許可は要しない。 5 前項の規定による届出を行ったペット霊園については、当該ペット霊園を第11条(第2号を除く。)の基準に適合させ</p>	<p>付 則 (施行期日) 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。(既存ペット霊園の特例) 2 この条例の施行の際現にペット霊園を設置している者(次項において「既存ペット霊園設置者」という。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から3月の期間は、第4条第1項の許可を受けずに引き続き当該ペット霊園を設置することができる。ただし、施行日以後に当該ペット霊園の区域の変更(当該区域の縮小を除く。)又は当該ペット霊園の区域内における新たな墳墓、納骨堂若しくは火葬施設の設置(増設を含む。)をしようとする場合は、この限りでない。 3 既存ペット霊園設置者は、前項の期間内に規則で定めるところにより市長に届出をした場合は、当該既存ペット霊園設置者をペット霊園設置者とみなし、引き続きそのペット霊園を使用することができる。この場合において、第4条から第10条までの規定は、適用しない。(既存火葬車両使用者の特例) 4 この条例の施行の際現に火葬車両を使用して市内でペットの死骸を火葬している者(次項において「既存火葬車両使用者」という。)は、施行日から3月の期間は、第15条第1項の許可を受けずに引き続き当該火葬車両を使用して市内でペ</p>
--	--	--	--

	<p>合において、第4条第1項中「設置の許可を受けたペット霊園(以下「許可ペット霊園」という。)」とあるのは「既設ペット霊園」と、「許可ペット霊園についてその区域の変更(以下「区域変更」という。)」とあるのは「既設ペット霊園の区域を拡張し、又は平成20年4月1日以後に拡張した区域の変更」と、第5条第1項中「第8条第1項の規定によりペット霊園」とあるのは「附則第3項の規定により準用する第8条第1項の規定により既設ペット霊園」と、「区域変更」とあるのは「既設ペット霊園の区域を拡張し、又は同日以後に拡張した区域の変更」と読み替えるものとする。</p> <p>4 附則第2項の規定にかかわらず、既設ペット霊園を経営する者が当該既設ペット霊園を他の者(相続又は合併若しくは分割があった場合における相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該既設ペット霊園を承継した法人を除く。)に譲渡する場合については、当該譲渡を受けた者は、規則で定めるところにより、当該既設ペット霊園の維持管理に関する計画を策定し、遅滞なく、これを市長に提出し、及び当該計画に適合するよう、維持管理を行わなければならない。</p> <p>別表</p> <p>1 ペット霊園(焼却施設又は墳墓を設置するペット霊園に限る。)の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(1)ペット霊園を設置しようとする者が所有する土地であること。</p> <p>(2)河川、海又は湖沼(以下この号において「河川等」という。)からペット霊園の区域の境界(以下「区域境界」という。)までの距離が20メートル以上ある土地であること。ただし、ペット霊園の設置又は区域変更の許可後に、河川等の改修等により、河川等から区域境界までの距離が20メートル未満となった場合において、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(3)住宅、学校、保育所、図書館、博物館、公民館、病院等(以下「住宅等」という。)から区域境界までの距離が50メートル以上(焼却施設又は埋葬を行う墳墓を有するペット霊園にあつては、100メートル以上)ある土地であること。ただし、ペット霊園の設置又は区域変更の許可後に、住宅等が設置されたことにより、住宅等から区域境界までの距離が50メートル未満(焼却施設又は埋葬を行う墳墓を有するペット霊園にあつては、100メートル未満)となった場合において、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(4)高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地その</p>	<p>るよう努めなければならない。</p> <p>6 この条例の施行の際現に存する火葬施設等(火葬車両を除く。次項において同じ。)については、施行日から平成22年12月31日までは、第4条第1項の許可を受けずに当該火葬施設等を使用することができる。</p> <p>7 前項に規定する期間内に、その構造設備を第11条第2号の規定に適合する構造として規則で定めるところにより市長に届け出た火葬施設等については、その届出の日後も当該火葬施設等を引き続き使用することができる。この場合においては、第4条第1項の許可は要しない。</p> <p>8 第15条から第26条までの規定(第19条第1項第1号、第23条第1号(第4条第1項の許可に係る部分に限る。))及び第24条第1項第1号を除く。)は、附則第3項又は附則第6項の規定による届出がされたペット霊園について準用する。</p> <p>(既設の火葬車両の手続)</p> <p>9 この条例の施行の際現に存する火葬車両については、第4条第1項の許可を受けなければ、設置することができない。</p>	<p>ットの死骸を火葬することができる。</p> <p>5 既存火葬車両使用者は、前項の期間内に規則で定めるところにより市長に届出をした場合は、当該既存火葬車両使用者を火葬車両営業者とみなし、引き続きその火葬車両を使用して市内でペットの死骸を火葬することができる。この場合において、第15条及び第16条の規定は、適用しない。</p>
--	---	--	--

他公衆衛生上支障がない土地であると市長が認める土地であること。2 ペット霊園の施設は、次に掲げる基準に適合するものであること。ただし、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 墳墓は、動物の焼骨を埋蔵するものであること。

(2) 区域境界から墳墓が見えないように障壁又は樹木の垣根等を設けること。

(3) ペット霊園の出入口は、施錠できる構造であること。

(4) ペット霊園の区域内の通路は、アスファルト舗装、コンクリート舗装、砂利舗装その他ぬかるみとならない構造とし、その幅員は1メートル以上であること。

(5) ペット霊園の区域内の雨水又は汚水を適切に排除できること。

(6) ペット霊園の区域内に管理事務所、便所、給水設備、排水設備及び規則で定める規模の自動車の駐車場を設けること。ただし、これらの施設が近接する場所にあり、市長が適当と認めるときは、この限りでない。

(7) ペット霊園(墳墓又は焼却施設を設置するペット霊園に限る。)の区域の面積に占める緑地の面積の割合は、5分の1以上とすること。

(8) 焼却施設は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 空気取入口及び煙突の先端以外の部分において燃焼室内と外気とが接することがないこと。

イ 燃焼室において発生するガス(以下「燃焼ガス」という。)の温度が摂氏800度以上の状態で動物の死体を焼却できるものであること。

ウ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。

エ 燃焼室内において動物の死体が燃焼しているときに、燃焼室に動物の死体を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ動物の死体を燃焼室に投入することができるものであること。

オ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。

カ 助燃装置(燃焼ガスの温度を維持する装置をいう。)が設けられていること。

キ 二次燃焼室(悪臭の発生を防止するため、発生した燃焼ガスを再燃焼させる燃焼室をいう。)が設けられていること。